

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年6月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第3号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第124条を次のように改める。

第124条 旅客等が手回り品中に危険品を収納している疑いがある場合、又はその他危害を他に及ぼすおそれがある行為を防止するため特に必要と認められる場合は、当該旅客等の立会いの下、その手回り品の内容を点検することができる。この場合において旅客等に対し当該点検に必要な協力を求めることができる。

第125条中「旅客」を「旅客等」に改め、「物品を」の右に「駅構内及び」を、「点検」の右に「又は協力の求め」を加え、「最寄りの駅に下車させる」を「列車外又は駅構外に退去させることができる」に改める。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)